

令和8年度（2026年度）第2回教育委員会（5月定例会）議事録

1 日時 令和8年（2026年）5月12日（火）
午前9時30分から午前11時50分まで

2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）

3 出席者 教育長 越猪 浩樹
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩
委員 園田 恭子
委員 渡辺 絵美

4 議事等

（1）議案

議案第1号 令和9年度（2027年度）県立八代高等学校への国際バカロレア（IB）導入に係るコース設置等について

議案第2号 熊本県文化財保護審議会委員の任命について

議案第3号 熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について

議案第4号 熊本県障害児審査委員会委員の任命について

（2）報告

報告（1） 令和7年度（2025年度）熊本県公立学校「心のアンケート」の結果について

報告（2） 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和9年度（2027年度）使用教科用図書採択基準等について

報告（3） 「県立学校におけるいじめ調査委員会」調査報告書の提言に対する対応について

報告（4） 「ひのくに高等支援学校いじめ調査委員会」の調査結果の報告について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第2号から議案第4号、報告（3）及び報告（4）は、人事案件及び個人情報に関する案件のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、公開で議案第1号、報告（1）及び報告（2）を行った後に、非公開で議案第2号から議案第4号、報告（3）及び報告（4）を審議した。

（4）議事

○議案第1号 令和9年度（2027年度）県立八代高等学校への国際バカロレア

(I B) 導入に係るコース設置等について

高校教育課長

高校教育課です。議案第1号「県立八代高校への国際バカロレア（I B）導入に係るコース設置等について」御説明いたします。

資料1ページにありますように、今回の提案理由は、県立高等学校あり方検討会提言の取組の一つに掲げられている、グローバルに活躍する人材を育成する学科等の設置検討に当たり、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第2条の規定により、教育委員会において、県立八代高校へ国際バカロレアコース設置に向けた準備を開始する必要があるためです。

資料2ページをお願いします。「1 概要」にありますように、八代高校の普通科に「国際バカロレアコース」（通称：I Bコース）を設置します。定員についてですが、設置後も八代高校の定員は240人のままですが、その内数としてI Bコースの定員は20人とします。

次に「2 コース設置の理由」ですが、八代中学校へ導入するミドル・イヤーズ・プログラム（MYP）は令和6年3月に候補校となり、同年4月入学生からプログラムの試行が始まりました。この生徒たちは現在中学3年生ですが、MYPを履修した八代中学校から進学する生徒（中進生）の学びをその先へ繋げるために、八代高校にディプロマ・プログラム（DP）を学ぶコースを設置し受け入れる必要があります。なお、I Bコースについて、八代中学校以外から八代高校へ進学を希望する生徒（高進生）にも門戸を開き、中進生との間で切磋琢磨する環境を作ることによりレベルの高い学びの実現を目指します。

次に「3 コースの理念」ですが、I Bコースでは、国際バカロレア機構が開発したカリキュラムを導入し、課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力など、グローバル化に対応するための素養、能力を備えた人材を育成します。

最後にI Bコース設置の施行日は、令和9年4月1日とします。

以上、本コースの設置、名称及び定員について御審議お願い申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

八代中学校以外から進学を希望する生徒に門戸を開くというのは非常にいい取組だと思うのですが、その場合、何か制限をかける予定があるかどうかを教えてください。県外や地域外からの受検生に対して、何か制限がありますか。

高校教育課長

入学者選抜については、全県一区という形で行いたいと思っておりますが、詳しくは6月の教育委員会において入学者選抜の基本方針で改めて説明したいと思っております。全県一区で調整中ですが、広く門戸を開くということで考えております。

田口委員

県外からの受検生も含めて、広く門戸を開くということでしょうか。

高校教育課長

県外からの受検生も対象とすることは、当然、可能性としてはございます。

教育長

他にございますか。

それではこの件については原案通り可決でよろしいでしょうか。

(委員了承)

○報告(1) 令和7年度(2025年度)熊本県公立学校「心のアンケート」の結果について

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。昨年度、県内の児童生徒に対して実施しました「熊本県公立学校 心のアンケート」の調査結果の概要について、資料1に沿って御説明いたします。

資料2については、令和5年度からの経年変化をまとめたものを参考までに配布しております。必要に応じて御覧ください。

心のアンケートは、「熊本県いじめ防止基本方針」に基づき、熊本市立を除く県内公立学校の児童生徒を対象に無記名のアンケート調査を実施したものです。各学校が児童生徒の思いに寄り添い、いじめの実態を把握するとともに、迅速・適切な対応を行うことや、すべての児童生徒が安心して、楽しく学校生活を過ごせる学校づくりに取り組むために行うものです。

なお、令和4年度より、質問用紙によるものと情報端末を用いたものを学校で選択できるようにして行っております。

それでは、資料1を御覧ください。

「3 結果の概要」の(1)から説明いたします。項目数が多いため、ポイントを絞って説明させていただきます。

(1)「今の気持ちについての質問」について、①では、約9割が「学校が楽しい」「まあまあ楽しい」と回答しております。

②では、約7割が「誰かの役に立っていると感じる」と回答しております。④では、9割以上が「自信のあることや大切にしていることがある」「少しある」と回答しております。②では、児童生徒の自己有用感、④では自己肯定感等について把握するために設けた質問です。

次に、(2)「今の学年でいじめられたことがありますか」について「ある」と回答した割合は、小学校、中学校、特別支援学校で減少し、高校では変化はありません。特に小学校1、2年生で「いじめられた」と回答した割合が比較的高くなっています。

資料1の4ページです。

(6)「いじめられたことをだれかに話したか」については、7割以上が「話した」と回答しております。

一方で、(9)の「なぜ話をしなかったのですか」についてですが、全校種で「話すことができる人がいなかった」の割合が増加しています。

資料1の5ページです。

(13)「いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめを受けた人のことを思い、行動することができたか」については、約5割が「できた」と回答しております。

また、(15)「いじめはいけないことだと思うか」については、8割以上が「いじめはどんな理由があってもいけない」と回答しております。

(13)及び(15)の質問につきましては、第4期熊本県教育振興基本計画において指標として定めておりますので、令和9年度までには100%になるよう努めていきたいと考えております。

ここからは、情報端末等に関する質問になります。資料1の6ページ、7ページです。

(17) 「家庭で自由に使える情報通信機器を持っているか」については、小学校、特別支援学校で約7割、中学校、高校で9割以上が「持っている」と回答しております。(25) 「学習時間以外で情報通信機器をどのくらい使っているか」については、小学校で約3割、中学校、特別支援学校で約4割、高校で5割弱が「3時間以上」と回答しております。今年度より選択肢の時間幅を変更した設問です。

続きまして、「4 学校における課題と今後求められる取組」について御説明します。

昨年度同様、学校が「楽しい」「まあまあ楽しい」と感じる割合が各学校種ともに9割前後となるなど、学校満足度の高さも窺えた一方で、自己有用感やいじめに関する状況、ネット上のトラブルなど、改善すべき課題も見取れます。調査結果も踏まえ、学校には、次に掲げる取組が求められます。

① 自己有用感を育む教育活動の推進

『生徒指導リーフ』には、『自己有用感』が高まれば、いじめには向かわない」と明記されており、今後も児童生徒の発達段階を考慮しながら、自己有用感を育む教育活動の推進に努めます。

② いじめの未然防止、早期発見・解決に係る取組の推進

定期的なアンケートや面談を通じて兆候を把握し、複数の教職員が連携して迅速に対応する体制を点検・見直すなど、いじめの未然防止・早期発見・継続防止等の体制をより強固にする必要があります。

③ 学校内の支援体制の整備、学校外を含めた相談先の周知

いじめられたことについて「話すことができる人がいなかった」児童生徒の割合が増加していることから、学校内外に相談先を明確に示し、「SOSの出し方に関する教育」の普及・実践等の充実に努めながら、安心して話せる環境を整える必要があります。

④ いじめを容認しない文化の確立

学校において、傍観者を減らす、適切な援助希求を促す、困っている友達に行動することができる児童生徒を増やすといったいじめの未然防止・早期対応などに資する授業や取組を増やしたり、学校全体で共通のメッセージを発信し続けたりするなど、いじめを許容しない雰囲気浸透させる取組の強化に努めます。

⑤ ネット上でのトラブルへの対応

匿名性が高いネット上でのエスカレートした投稿等は、決して許されるものではありません。小学校低学年から体系的に情報モラル教育を行うこと等により、いじめの未然防止を図っていきます。

特に、児童生徒が「安心して話せる環境を整える」こと、「いじめを容認しない」、「いじめを見たり聞いたりしたときに、行動することができる」ことを重点的に取り組む学校づくりを進めて参ります。

最後に、「5 熊本県教育委員会の今後の取組」になります。

① いじめに関する対応についての関係者の理解増進

いじめに関する理解の増進が図られるよう研修・会議等において周知徹底を図り、第4期熊本県教育振興基本計画において指標としているものを含めて、充実に努めたいと考えています。

② 「困った、助けて」と言える雰囲気づくり、「困った」をしっかりと受け止めることができる体制づくり

「SOSの出し方に関する教育」を活用し、困ったときに助けを求める力を育てます。6月の「心のきずなを深める月間」では、相談の大切さを学ぶ取組を各学校

で進めていただくよう通知しています。

③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

専門家の積極的な活用・確保が進むよう取り組み、関係者が集う研修等においては、教育相談体制の更なる充実、児童生徒が躊躇なく相談できる環境整備を依頼します。

④相談窓口の活用

県全体の相談窓口の周知を進めるとともに、匿名でいじめを知らせる「スクールサイン」や、1人1台端末を活用した「こころの健康観察」等で、児童生徒が悩みを抱え込まない体制を後押しします。

⑤保護者への支援

家庭との連携では、「親の学び」講座などを通じて、フィルタリングや時間管理などのペアレンタルコントロールを促し、ネットトラブル防止に取り組みます。

最後に、⑥教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、関係課と連携し、働き方改革を引き続き進めて参ります。

以上の取組を各学校が理解し、実践していけるよう、今年度は各学校に対しての周知の行い方を改めて考えていきたいと思えます。特に、研修や会議、通知文などの機会を大切に、各学校に対してポイントが分かりやすく伝わるような工夫を行って参りたいと考えています。

説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

心のアンケートを定期的実施いただくことが全体の状況あるいは傾向を把握する上で非常に大事だと思います。是非、引き続きよろしくお願いします。そのような中で報告の8ページからの今後の取組ですが、②でSOSの出し方に関する教育や、心のきずなを深める月間で啓発をさせていただいています。これについては実施されたかどうか確認をするような仕組みやチェックは非常に大事だと思いますが、各学校が実際取組を行ったかどうかのチェックをするような仕組みがありますか。また、④の「こころの健康観察」は、やはり日々の心の状況を知る上で非常に大事だと思いますが、この導入についてはどのような状況なのか、また今後どのようにされる予定なのか、その2点について教えていただければ幸いです。

学校安全・安心推進課長

1点目の心のきずなを深める月間等に関する取組ですが、毎年6月を1ヶ月間、集中取組期間というような形でお示しをさせていただいております。その際学校が取り組むべき内容を参考例として県教育委員会から示し、進捗についても御報告をして欲しいということ为例年通知しています。具体的な取組は様々ありますが、今回、相談できる人がいなかったという児童生徒が増加している結果もありましたので、相談することの大切さについて理解を深める取組をしていただくよう明示をしています。また、いじめの定義や法、方針などについて教職員の理解を深めてくださいというようなこともお示しをしているところでございますので、取組が実際になされて、報告があがってくることを期待しているという状況です。

2点目のこころの健康観察につきましては今試行段階です。こちらも、いじめに限らず子どもたちの日々の心の変化を、教員がつぶさに把握できるツールになってくると思いますので、先生方の御負担の状況等も踏まえ、今後どういったら効果的に進められるかという点に関係課とともに検討して参りたいと考えています。

西山委員

まず1点目については、そのようにお願いをしているということですが、報告のチェックは出来ていないのでしょうか。それからSOSの出し方に関する教育については、しっかりやっていただき、その報告を漏れがないように実施することが必要だと思います。指導はされていますが、チェックの方はいかがなものかということと、こころの健康観察については、兼ねてから話がある内容ですので、もう少し具体的に動きが見えてくればありがたいと思います。

学校安全・安心推進課長

SOSの出し方に関する教育については、こちらでも進捗を確認しております。それから心のきずなを深める月間にかかる取組を、書面で提出をいただくようになっております。それらを確認の上、各教育事務所や教育委員会とコミュニケーションを取りながら、各学校が適切に対応を行われるように努めて参りたいと考えています。

田口委員

関連して、SOSの出し方についてですが、生成AIを相談相手に使っている児童生徒が随分増えています。その効果も幾つか見られていますが、危険性もあるというふうに感じております。そのことについて、どのように学校現場の先生方が対応していけばいいのか、何かお考えがあれば教えてください。

学校安全・安心推進課長

田口委員御指摘のとおり、AIやネットリテラシー教育を各学校において実践していただいているところです。それから先生方もどのように使っていくかというノウハウの方を蓄積されているところだと思います。一律に禁止というよりは、もう学校に入ってきているものだと思いますので、どのように使っていくのかということ熊本県教育委員会の方でもノウハウを貯めて、改めて各学校にお示しできるようになればと考えています。

田口委員

資料の中では、情報モラルというキーワードが使われていますが、それも重要でありながらも、デジタル機器は、使わざるを得ないですし、使っていくのが当然な社会において、危険性も含むものをどう上手に使って、自分の生活をきちんと豊かにしていくかという、デジタル・シチズンシップの考えが非常に重要だと思います。ただ、まだこの部分については研究や実践が不足しているところですので、ぜひ教育委員会としても御支援いただければと思います。

渡辺委員

やはりいじめが起こったときに誰かに話すことができるかということが非常に重要だと思うのですが、結果で見ると高校生よりも中学生、中学生よりも小学生や特別支援学級の子どもの方が話をしていない割合が多いと思います。小学生で見ると話をしなかった理由が「話すことができる人がいなかった」という理由より、「いじめられていることを知られなくなかった」「家族に心配をかける」「さらにいじめられると思った」「自分で解決できると思った」というところが、非常に高いのが気になっています。そのような子ども達には、相談窓口があるということだけでは解決につながらないと思いますので、低学年や特別支援学校の子どもの達に対して、相談するということが安心につながるのだという教育が必要と思うのですが、何か対策されているのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

困ったことを相談するということが問題解決の入口、糸口になるのだというようなことを周りの先生方を含めて認識いただいて、相談しやすいような雰囲気を作ってくださいということが重要だと思っています。先ほどの心のきずなを深める取組の通知も同様ですが、まずは学校全体で相談しやすい雰囲気作りをお願いしているところです。子どもの年齢や発達段階、それから特性等によりまして、対応を少し

ずつ変えなければならない部分があると思いますので、その点にも御留意をいただくようにということで、お願いしているところです。

園田委員

似たような話なのですが、いじめが発覚する前に、最初に気づきやすいのは担任の先生かと思います。その際の初動が大事とよく言われますが、担任の先生が子どもたちへの対応について、学ぶ機会はあるのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

学校において、いじめ対策組織というものを設置していただいています。それから情報集約担当者という、いじめ対応窓口といいますか、情報が散逸したり、対応がバラバラになったりすると困りますので、担当の方を置くことで組織的な対応をお願いしております。何か情報があったり、困りごとがあったりした場合は、まずは情報集約担当者になっております。

園田委員

いじめとして大事になる前の段階で担任の先生が声かけなどをするための言葉かけのマニュアルがあったり技法を学ぶ機会がありますか。

学校安全・安心推進課長

校内研修等もしておりますので、そのような場でサポートの方法や、学校の先生だけで抱え込まないように、あるいは個々に応じた声かけなどの対応を、学校の中でも学んでいただいております。また、熊本県教育委員会での研修や会議などの場においても必要な観点をお示ししています。

三淵委員

声かけで大事なことは、自ら話し出せなくても、誰かに声をかけられたら話せるということがよくあるということです。先生ももちろんですが、スクールカウンセラーが回って声をかけられたらいいのではないかと思います。例えば、1人で休み時間に座っている子どもがいて、スクールカウンセラーが話しかけるとすると、先生もまたそのスクールカウンセラーの方々の手法などを学んで、声かけが上手になるのではないかと思います。そのように、スクールカウンセラーの人が巡回して声かけする取組も良いかと思います。

もう1点、自己有用感や自己肯定感がやはり大事で、それは教育の原点だと先生たちも御存じだと思います。しかし、先生も親も、叱ることばかり言いがちなので、そこを皆さんで考えて褒めてあげる。自己肯定感がなくて問題行動を起こしている子どもでも、褒めるところがあります。親も含めて先生も、良いところを見つけて褒める訓練をすると、子どもたちはネガティブな感情があっても、自己肯定感は上がってきますし、そうなる、いじめが減ってくるのではないかなと思います。

教育長

他に何かありますか。

では、この件については以上でよろしいですか。

○報告（2） 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和9年度（2027年度）使用教科用図書の採択基準等について

義務教育課長

報告（2）「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和9年度（2027年度）使用教科用図書の採択基準等」について御報告いたします。資料は16ページからになります。

このことについて、3月の臨時教育委員会において、令和8年度の熊本県教科用図書選定審議会の委員の選任について御承認いただきました。去る4月24日に、

教科用図書選定審議会を開催しました。

教科用図書選定審議会では、16～17ページにあります「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和9年度（2027年度）使用教科用図書の採択基準等」（以下、「採択基準等」と呼ばさせていただきます。）、18～20ページにあります「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における学校教育法附則第9条の規定による令和9年度（2027年度）使用教科用図書の採択上の留意事項」（以下、「留意事項」と呼ばさせていただきます。）について諮問し、御審議いただいた結果、「適切であると認められるので、これらの採択基準等に基づき、適正かつ公正な採択がなされるよう、市町村教育委員会等に対して指導、助言又は援助を行うこと」と答申を受けました。

本日は、16～17ページにあります「採択基準等」の主な点について御説明します。

17ページの「3 令和9年度（2027年度）使用教科書採択における注意事項」を御覧ください。令和8年度は採択替えの年ではないので、注意事項として2点示しております。

1点目に、(1)小中学校用教科書の採択については、「令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。」

2点目に、(2)特別支援学校の小・中学部用教科書の採択についても、「令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。」、と示しております。

次にあります「4 採択の方法及び留意事項」（2）を御覧ください。（2）では、「令和9年度使用教科書の採択に当たって、令和8年度は採択替えの年度ではないが、採択権者である市町村教育委員会及び国立・私立の義務教育諸学校の校長にあっては、現在採択している教科書を確認の上、適正な採択事務を行うこと。」とし、教科用図書の採択・需要数報告に係る適切な事務処理に努めることを示しております。

なお、18～20ページにあります「留意事項」では、特別支援学校の小学部・中学部及び特別支援学級において、検定済教科書または文部科学省著作教科書以外で、文部科学大臣の定めるところにより使用することができる教科用図書、いわゆる一般図書についての採択上の留意事項を示しております。

最後に、今後、県教育委員会としては、この採択基準等を市町村教育委員会に送付することで、指導、助言又は援助を行って参ります。

以上で、報告を終わります。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

では、この件については以上でよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和8年（2026年）6月9日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午前11時50分。